

他府県議会の議会業務継続計画等の内容（ゴシック文字は共通的な事項）

議会名	岩手県	宮城県	京都府	滋賀県
計画名	岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	宮城県議会災害対応マニュアル	大規模災害時における京都府議会活動指針及び運用マニュアル	滋賀県議会業務継続計画
策定・改定年月	平成 30 年 3 月策定	平成 27 年 9 月策定	平成 27 年 12 月策定（平成 28 年 8 月改定）	平成 28 年 2 月策定（平成 31 年 4 月改定）
目次	<p>I 東日本大震災津波の際の本県議会の対応に係る検証</p> <p>1 東日本大震災津波発生後の議会運営</p> <p>2 平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害岩手県議会議員連絡本部</p> <p>3 災害対策特別委員会</p> <p>4 執行部との関係</p> <p>II 検証を踏まえた「岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画」</p> <p>1 策定の目的</p> <p>2 対象とする災害</p> <p>3 災害時の役割・機能</p> <p>4 岩手県議会災害対策連絡本部</p> <p>5 安否確認、議員への情報提供及び議員を通じた情報収集等</p> <p>6 災害時への備え</p> <p>7 災害時の対応</p> <p>(別紙) 災害時における議会・議員の活動内容</p> <p>(1) 本会議・委員会開催中の場合</p> <p>(2) 本会議・委員会非開催時の場合</p> <p>(参考) 本会議等開催中に地震等の災害が発生した場合の議会運営</p>	<p>・「災害対応マニュアル」について</p> <p>・マニュアルの特徴・災害時の対応におけるポイント</p> <p>・災害時における議会及び議員活動の全体フロー</p> <p>第 1 章 災害時の議会活動について</p> <p>1 災害の発災時・発災直後</p> <p>会期中の場合</p> <p>(1) 本会議開会中</p> <p>(2) 会期中夜間・休会中</p> <p>(3) 委員会開催中（会期中）</p> <p>閉会中の場合</p> <p>(4) 閉会中</p> <p>(5) 委員会開催中（閉会中）</p> <p>2 発災直後から議会としての対応の決定まで</p> <p>3 議会としての対応の決定以後</p> <p>4 災害発生への備えなど（連絡手段の確保等）</p> <p>第 2 章 災害時の議員活動の規範について</p> <p>1 災害の発災時・発災直後</p> <p>2 発災直後から議会としての対応の決定まで</p> <p>3 議会としての対応の決定以後</p>	<p>◎大規模災害時における京都府議会活動指針</p> <p>第 1 章 指針について</p> <p>(1) 検討の経緯</p> <p>(2) 指針の目的</p> <p>(3) 指針の特徴</p> <p>第 2 章 災害時における議会活動を考えるための基本的事項</p> <p>第 1 節 議会の役割</p> <p>第 2 節 議員の役割</p> <p>第 3 節 執行機関との関係</p> <p>第 4 節 市町村や国との関係</p> <p>第 3 章 災害時における議会活動を行うための基本的事項</p> <p>第 1 節 業務継続体制の確保</p> <p>(1) 議員の安否確認</p> <p>(2) 事務局職員の安否確認と業務体制</p> <p>(3) 議場・委員会室等の審議環境の確保</p> <p>第 2 節 活動方針の協議・決定</p> <p>第 3 節 議員への情報提供</p> <p>第 4 章 災害時における議会活動の内容</p> <p>第 1 節 発災時・発災直後の対応（活動方針決定までの間）</p> <p>(1) 本会議開会中に発災した場合</p> <p>(2) 委員会開会中に発災した場合</p> <p>(3) 会期中で会議開催時間以外に発災した場合</p> <p>(4) 閉会中に発災した場合</p> <p>第 2 節 活動方針決定以降の対応</p> <p>(1) 被災状況の確認</p> <p>(2) 議会審議のあり方</p> <p>第 5 章 災害時の議会活動に関する平常時の備え</p> <p>※運用マニュアル（省略）</p>	<p>1 計画改定の目的</p> <p>2 対象とする災害について</p> <p>3 県内において甚大な被害が想定される地震について</p> <p>4 地震発生時の行動及び議会活動について</p> <p>5 安否確認および連絡手段について</p> <p>6 議会関係の室・設備の安全性確認、県内被害状況等の情報収集について</p> <p>7 臨時会議等の開催について</p> <p>(参考) 本会議、委員会の定足数</p> <p>「4 地震発生時の行動および議会活動について」フロー図</p>
対象とする災害等	<p>【地震】 県内に震度 6 弱以上の地震が発生した場合</p> <p>【津波】 大津波警報が発表された場合</p> <p>【気象災害】 大雨・洪水などの気象警報等が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>【噴火】 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地域）のうち警戒レベル 5 が発表された場合</p> <p>【原子力災害】 原子力緊急事態の発生に関する通報があり、かつ、緊急事態応急対策を実施すべき区域に隣接県が含まれる場合</p> <p>【その他】 議長が本計画を適用すると認める災害等（例）・上記基準に満たない災害等であっても、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>・大規模火災等の重大事故、感染症の流行、大規模なテロ等により大きな被害が発生した場合</p>	災害（地震、台風等による大規模災害）	大規模災害（地震、風水害等）	事前の予測が困難で、県内の広範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震

〔他に策定している県議会〕 山形県議会、愛媛県議会、静岡県議会、岐阜県議会、宮崎県議会、長崎県議会